



鳥取県公報

令和5年3月24日(金)
号外第22号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則(6) (県民参画協働課) 5
	現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(7) (人事企画課) 9
	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(8) (〃) 12
	職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(9) (〃) 27
	鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則(10) (〃) 36
	鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する 規則(11) (〃) 41
	鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を 改正する規則(12) (庶務集中課) 42
	鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則(13) (県民参画協働課) 43

公布された規則のあらまし

◇鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則

1 規則の改正理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正及び鳥取県個人情報保護条例の全部改正に伴い、これらの施行に関し必要な事項を定める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 規則の題名を、鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則(現行 鳥取県個人情報保護条例施行規則)に改める。
- (2) 条例個人情報ファイル簿に付記する事項について定める。
- (3) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続に関する次の事項について定める。
 - ア 開示請求の処理を迅速かつ適切に行うために開示請求書に記載する事項について定める。
 - イ 公務員等の権利利益を不当に侵害するおそれがある情報として不開示とする情報について定める。
 - ウ 開示の際の本人等確認手続に必要な書類について定める。
 - エ 開示の請求等に係る手数料の納付方法について定める。
 - オ エの手数料の減免に必要な事項について定める。
- (4) 保有個人情報の閲覧及び写しの交付の方法について定める。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の納付方法について定める。
- (6) その他所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和5年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。
 - ウ 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則及び鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則について、所要の規定の整備を行う。

◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

職員の定年が65歳に引き上げられることに伴い、現業職員の給料の支給についての必要な措置を講ずる。

2 規則の概要

- (1) 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員が受けるべき給料月額に100分の70を乗じて得た額とする。
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額について定める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和5年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

新型コロナウイルス感染症に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけの変更を見据えた体制に移行するほか、新たな行政課題に対応するため、県の行政組織を改める。

2 規則の概要

- (1) 福祉保健部に部内局として感染症対策局を置く。
- (2) 農林水産部畜産振興局畜産課を廃止し、同局に畜産振興課及び家畜防疫課を設置する。
- (3) 総合事務所に児童相談所を置く。

- (4) 内部組織、所掌事務及び附属機関について所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和5年5月26日とする(4)の一部に関する事項を除き、令和5年4月1日とする。
 - イ 関係する規則について、所要の規定の整備を行う。

◇職員退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

職員の退職手当に関する条例の一部が改正されたことに伴い、失業者の退職手当の支給期間の特例について定めるなど、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 失業者の退職手当に係る支給期間の特例の申出の手続を定める。
- (2) 失業者の退職手当に係る支給期間の特例の内容について、退職の日後に開始した事業等の実施期間を支給期間に算入しないものと定める。
- (3) 特定任命により国家公務員から引き続き県の職員となった警察職員の退職手当の調整額について、特定任命前の基礎在職期間における退職手当の調整額を、国家公務員であった場合と同額とする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和5年4月1日とする(3)及び(4)の一部に関する事項を除き、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正及び鳥取県個人情報保護条例の全部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 個人情報保護に係る事務処理権限について、所要の規定の整備を行う。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

◇鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

地方独立行政法人会計基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 地方独立行政法人が毎事業年度知事に提出する財務諸表のうち、規則で定める書類を改める。
- (2) 施行期日は、令和5年4月1日とする。

◇鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

事務の集中化及び効率化を図るため、鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計（以下「特別会計」という。）で取り扱う事務を追加する。

2 規則の概要

- (1) 特別会計で集中管理を行う事務に、部若しくは機関又は企業局若しくは病院局におけるパーソナルコンピュータのソフトウェアの利用料その他情報通信の技術の利用に要する経費の支払に関する事務を加える。
- (2) 施行期日は、令和5年4月1日とし、令和5年度の歳入歳出から適用する。

◇鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

公文書開示の業務の実態に鑑み、公文書の開示の実施の方法を見直す。

2 規則の概要

- (1) 写しの交付の方法として、文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスク又は光磁気ディスク（MO）に複写したものの交付は行わないこととする。
- (2) 電磁的記録に係る開示について、光ディスクに記録され、又は記録され得る電磁的記録に係るフレキシブルディスク又は光磁気ディスク（MO）に複写したものの交付による開示は行わないこととする。
- (3) 録音テープ又はビデオテープに記録された電磁的記録の開示の実施の方法は、視聴又は録音テープ若しくは光ディスク（現行 ビデオテープ）に複写したものの交付とする。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、令和5年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第6号

鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則

鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、令及び条例で使用する用語の例による。

（条例個人情報ファイル簿）

第3条 条例第8条の規則で定める事項は、法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項並びに令第21条第6項各号に掲げる事項並びに条例個人情報ファイル簿である旨とする。

（任意代理人による開示請求の本人に対する通知）

第4条 実施機関は、法第76条第2項の規定による開示請求、法第90条第2項の規定による訂正請求又は法第98条第2項の規定による利用停止請求（これらの請求をする者が本人の委任による代理人であるものに限る。）があったときは、本人に対し、速やかに、その旨を通知するものとする。

（開示請求書）

第5条 条例第9条の規則で定める事項は、開示請求をする者の電話番号及び電子メールアドレス（電話又は電子メールによって連絡をとることができない場合は、その旨及び他の連絡手段）とする。

（不開示情報）

第6条 条例第12条第1号に規定する規則で定める情報は、鳥取県情報公開条例施行規則（平成12年鳥取県規則第8号）第5条第1項各号に掲げる情報とする。

（開示決定の期限の特例）

第7条 実施機関は、条例第14条に規定する保有個人情報を定めたときは、その旨及び当該保有個人情報に係る次に掲げる事項を告示するものとする。

- （1） 個人情報ファイルの名称等
- （2） 個人情報の項目
- （3） 開示の実施の方法
- （4） 開示請求を行うことができる期間
- （5） 開示請求を行うことができる場所

（開示の実施の方法）

第8条 令第23条に規定する文書又は図画に記録されている保有個人情報の閲覧の方法は、次の各号に掲げる文書又は図画の区分に応じ、当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- （1） 文書又は図画（次号から第4号までに掲げるものを除く。） 当該文書又は図画（法第87条第1項ただし書に規定する場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）
- （2） 写真 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
- （3） スライド 当該スライドを専用機器（開示を受ける者の閲覧、聴取又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。以下この条において同じ。）により映写したもの（これにより難しい場合にあっては、当該スライドを印画紙に印刷したもの）

- (4) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの（これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの）
- 2 令第23条に規定する文書又は図画に記録されている保有個人情報の写しの交付の方法は、次の各号に掲げる文書又は図画の区分に応じ、当該各号に定めるものを交付することとする。
- (1) 文書又は図画（次号から第4号までに掲げるものを除く。） 次に掲げるもののいずれか
- ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3」という。）以下の大きさの用紙に単色刷りで複写したもの（これにより難しい場合にあっては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2」という。）の用紙に単色刷りで複写したもの又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したもの）
- イ 当該文書又は図画を複写機により用紙に複色刷りで複写したもの
- ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（CD-R又はDVD-R）に限る。以下この条において同じ。）に複写したもの
- (2) 写真 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの
- (3) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの
- (4) マイクロフィルム 次に掲げるもの
- ア 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に単色刷りで印刷したもの（これにより難しい場合にあっては、A1、A2又はA3の用紙に単色刷りで印刷したもの）
- イ 当該マイクロフィルムを用紙に複色刷りで複写したもの
- 3 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法（実施機関が保有する機器又は処理装置及びプログラムにより実施することができる方法に限る。）とする。
- (1) 光ディスクに記録され、又は記録され得るもの 次に掲げる方法
- ア 当該電磁的記録をA3以下の大きさの用紙に単色刷りで出力したものの閲覧
- イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴
- ウ 当該電磁的記録をA3以下の大きさの用紙に単色刷りで出力したものの交付
- エ 当該電磁的記録をA3以下の大きさの用紙に複色刷りで出力したものの交付
- オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- (2) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法
- ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
- イ 当該録音テープを録音カセットテープに複写したものの交付
- (3) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
- (4) 映画フィルム 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- 4 前3項に規定する閲覧（聴取及び視聴を含む。）の回数及び交付の部数は、開示請求1件につき1とする。
- 5 実施機関は、地方公共団体等行政文書を閲覧し、聴取し、又は視聴する者が、当該文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該文書の閲覧、聴取又は視聴の中止を命ずることができる。

（開示の実施における本人確認手続）

第9条 条例第15条の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

- (1) 開示請求書に記載されている開示請求者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示を受ける者が本人であること

(法第76条第2項の規定による開示請求にあつては、本人の代理人であること。以下この条において同じ。)を確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提出し、又は提示することができない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類

(開示の実施に係る手数料の額)

第10条 条例第16条第1項の規定による写しの作成に係る手数料の額は、用紙の両面を使用する場合は、片面を1枚として算定する。

(開示の請求等に係る手数料の納付方法)

第11条 令第28条第4項及び条例第16条第1項の手数料は、次の各号に掲げる方法により納付するものとする。

(1) 現金で納付する方法(実施機関が直接収納することができる場合に限る。)

(2) クレジットカードを使用する方法又は電子マネーにより納付する方法(実施機関がレジスターを備え付けて納付を受けることができる場合に限る。)

(3) 郵便法(昭和22年法律第165号)第44条第2項に規定する郵便物の代金引換(次条第3項において「代金引換」という。)の引換金の支払により納付する方法

(4) 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第14条第1項の納入通知書により納付する方法(これにより難い場合(実施機関が必要と認める場合に限る。))にあっては、実施機関の預金又は貯金の口座への振込みにより納付する方法)

(開示の請求等に係る手数料の減免)

第12条 条例第16条第2項の規定による手数料の減額又は免除を受けようとする者(次項において「申請者」という。)は、法第87条第3項の規定による申出を行う際に、当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を実施機関に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者である場合にあっては当該保護を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

3 代金引換以外の方法で写しを送付する場合の手数料の額は、条例別表の写しの送付に係る手数料の項に定める額から330円を減じた額とする。

4 実施機関は、実施機関の事務の都合により手数料の額が著しく高額となる場合でその全額を開示請求者に負担させることが適当でないと認めるときその他特に実施機関が必要と認める場合は、開示の実施に係る手数料を減額し、又は免除することができる。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の納付方法)

第13条 条例第17条第1項及び第2項の規定による手数料の納付方法については、第11条(第3号を除く。)の規定を準用する。

(運用状況の公表)

第14条 条例第28条の規定による法及び条例の運用状況の公表は、鳥取県公報に登載して行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条から第13条までの規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約について適用し、施行日前にされた保有個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに条例による改正前の鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第2条第10号に規定する実施機関非識別加工情報の利用に関する契約については、なお従前の例による。

(鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

3 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則(平成10年鳥取県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業報告書等の提出等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、条例第9条第1項及び第17条第1項の書類について、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）及び鳥取県個人情報保護条例（<u>令和4年鳥取県条例第29号</u>）の趣旨を踏まえてインターネットを利用する方法により公表することができる。</p> <p>5・6 略</p>	<p>(事業報告書等の提出等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、条例第9条第1項及び第17条第1項の書類について、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）及び鳥取県個人情報保護条例（<u>平成11年鳥取県条例第3号</u>）の趣旨を踏まえてインターネットを利用する方法により公表することができる。</p> <p>5・6 略</p>

(鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)

- 4 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公表、縦覧等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、条例第3条第2項の書類について、<u>個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）及び鳥取県個人情報保護条例（<u>令和4年鳥取県条例第29号</u>）の趣旨を踏まえてインターネットを利用する方法により公表することができる。</p>	<p>(公表、縦覧等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、条例第3条第2項の書類について、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）及び鳥取県個人情報保護条例（<u>平成11年鳥取県条例第3号</u>）の趣旨を踏まえてインターネットを利用する方法により公表することができる。</p>

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第7号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額</u>は、給料表の<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の欄に掲げる<u>基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額（当該職員が退職をした日の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額とする。以下この項において「7割水準額」という。）が当該額に達しない場合にあつては、7割水準額）を基礎として、給与条例の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下「短時間勤務職員」という。</u>）の給料月額は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に給与条例の適用を受ける育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p>	<p>(初任給、昇格及び昇給の基準)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額</u>は、給料表の<u>再任用職員</u>の欄に掲げる<u>給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u></p> <p>5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第1項から前項までの規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に給与条例の適用を受ける育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p>

- 5 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条の規定により当該職員の属する職務の級及び第3条の2第1項から第3項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 6 前項の規定は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には適用しない。
- 7 附則第5項の適用を受ける職員には、給与条例の規定の適用を受ける者の例により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。
- 8 附則第5項から前項までに定めるもののほか、附則第5項の規定による給料月額その他同項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、給与条例の適用を受ける者の例による。

別表第1 (第2条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	略			
定年前再任用 短時間勤務職員		173,300	212,900	

別表第1 (第2条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	略			
再任用職員		187,700	215,200	

<p>備考 定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。</p>
--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新規則第3条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額（当該職員が退職をした日の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額とする。以下この項において「7割水準額」という。）が当該額に達しない場合にあつては、7割水準額）とする。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た額とする。」とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員（令和3年改正法第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新規則第2条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新規則第3条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額（当該職員が退職をした日の職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額とする。以下この項において「7割水準額」という。）が当該額に達しない場合にあつては、7割水準額）を基礎として、給与条例の適用を受ける暫定再任用短時間勤務職員の例によりその者の勤務時間に応じて得た数を乗じて得た額とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関し必要な事項は給与条例の適用を受ける者の例による。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第8号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 地方機関</p> <p>第1節～第5節 略</p> <p>第6節 地域づくり推進部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第8款 略</p> <p><u>第9款 障害者体育センター（第53条の2・第53条の3）</u></p> <p><u>第10款 略</u></p> <p><u>第11款 略</u></p> <p>第7節 福祉保健部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第4款 略</p> <p>第5款 <u>削除</u></p> <p>第6款～第10款 略</p> <p>第8節～第15節 略</p> <p>第4章・第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（機関の分類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第22条第1項の規定に基づき設置される鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部の事務局（以下「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局」という。）（以下「部局」という。）並びに部局の下に設けられる局（局に相当するものを含む。以下「部内局」という。）、課（課に相当するものを含む。以下同じ。）及び課内室（課内室に相当するものを含む。以下同じ。）をいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>（部局及び部内局の名称等）</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 地方機関</p> <p>第1節～第5節 略</p> <p>第6節 地域づくり推進部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第8款 略</p> <p><u>第9款 略</u></p> <p><u>第10款 略</u></p> <p>第7節 福祉保健部の所管に属する機関</p> <p>第1款～第4款 略</p> <p>第5款 <u>障害者体育センター（第67条・第68条）</u></p> <p>第6款～第10款 略</p> <p>第8節～第15節 略</p> <p>第4章・第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（機関の分類）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第22条第1項の規定に基づき設置される鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部の事務局（以下「新型コロナウイルス感染症対策本部事務局」という。）（以下「部局」という。）並びに部局の下に設けられる局（局に相当するものを含む。以下「部内局」という。）、課（課に相当するものを含む。以下同じ。）及び課内室等をいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>（部局及び部内局の名称等）</p>

第5条 略

2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

略	
福祉保健部	ささえあい福祉局 健康医療局 <u>感染症対策局</u>
略	

(課及び課内室の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室を置く。

部局	部内局	課	課内室
略			
福祉保健部	略	健康政策課	がん・生活習慣病対策室
		略	
	感染症対策局	医療・保険課	
		総合調整課	
		感染症対策課	
子育て・人財局		略	
		家庭支援課	児童養護・DV室
		略	
略			
生活環境部	略	衛生環境研究所	水環境室 化学衛生室 保健衛生室 大気・地球環境室
		略	
	略		
略			
農林水産部	略	畜産振興課	
		畜産振興課	
	畜産振興局	家畜防疫	

第5条 略

2 前項に掲げる部局のうち、次の表の左欄に掲げる部局の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

略	
福祉保健部	ささえあい福祉局 健康医療局
略	

(課及び課内室等の設置)

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。

部局	部内局	課	課内室等
略			
福祉保健部	略	健康政策課	がん・生活習慣病対策室 <u>感染症・新型コロナウイルスエンザ対策室</u>
		略	
	医療・保険課		
子育て・人財局		略	
		家庭支援課	
		略	
略			
生活環境部	略	衛生環境研究所	水環境対策チーム 化学衛生室 保健衛生室 大気・地球環境室
		略	
	略		
略			
農林水産部	略	畜産課	
		畜産課	
	畜産振興局	家畜衛生・防疫対策室	

	課
略	
略	

(危機管理局各課の所掌事務)

第6条の5 危機管理局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

危機管理政策課

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

危機対策・情報課・原子力安全対策課 略
消防防災課

(1) 略

(2) 避難行動要支援者の支援体制の整備に関する
こと。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略

財政課

(1)～(3) 略

政策法務課～営繕課 略

人事企画課

(1)～(8) 略

職員支援課～デジタル・行財政改革局デジタル改
革推進課 略

デジタル・行財政改革局行財政改革推進課

(1)～(6) 略

(7) 県の出資法人等の総合調整に関する
こと。

人権局人権・同和対策課～総合事務センター物品

略	
略	

(危機管理局各課の所掌事務)

第6条の5 危機管理局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

危機管理政策課

(1)～(4) 略

(5) 避難行動要支援者の支援体制の整備に関する
こと。

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

危機対策・情報課・原子力安全対策課 略
消防防災課

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課 略

財政課

(1)～(3) 略

(4) 県の出資法人等の経営状況に関する
こと。

政策法務課～営繕課 略

人事企画課

(1)～(8) 略

(9) 県の出資法人等の総合調整に関する
こと(財政課の所掌に属するものを除く。)

職員支援課～デジタル・行財政改革局デジタル改
革推進課 略

デジタル・行財政改革局行財政改革推進課

(1)～(6) 略

人権局人権・同和対策課～総合事務センター物品

<p>契約課 略</p> <p>(地域づくり推進部各課の所掌事務)</p> <p>第8条 地域づくり推進部各課及び中山間振興統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>市町村課～文化政策課 略</p> <p>スポーツ振興局スポーツ課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 社会体育施設、倉吉体育文化会館、<u>産業体育館及び障害者体育センター</u>に関すること。</p> <p>(6) 略</p> <p>スポーツ振興局ねりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課～文化財局とっとり弥生の王国推進課 略</p> <p>(福祉保健部各課の所掌事務)</p> <p>第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>ささえあい福祉局福祉保健課・ささえあい福祉局福祉監査指導課 略</p> <p>ささえあい福祉局障がい福祉課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所に関すること。</p> <p>ささえあい福祉局長寿社会課 略</p> <p>健康医療局健康政策課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 疾病 (<u>感染症を除く。</u>) の予防に関すること。</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>健康医療局医療政策課・健康医療局医療・保険課 略</p> <p><u>感染症対策局総合調整課</u></p> <p><u>感染症対策に係る総合調整に関すること (新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p><u>感染症対策局感染症対策課</u></p> <p><u>結核、新型インフルエンザその他の感染症の対策に関すること (新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の所掌に属するものを除く。)</u></p> <p>(子育て・人財局各課の所掌事務)</p> <p>第9条の2 子育て・人財局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>契約課 略</p> <p>(地域づくり推進部各課の所掌事務)</p> <p>第8条 地域づくり推進部各課及び中山間振興統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>市町村課～文化政策課 略</p> <p>スポーツ振興局スポーツ課</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 社会体育施設、倉吉体育文化会館<u>及び産業体育館</u>に関すること。</p> <p>(6) 略</p> <p>スポーツ振興局ねりんピック・関西ワールドマスターズゲームズ推進課～文化財局とっとり弥生の王国推進課 略</p> <p>(福祉保健部各課の所掌事務)</p> <p>第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>ささえあい福祉局福祉保健課・ささえあい福祉局福祉監査指導課 略</p> <p>ささえあい福祉局障がい福祉課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 身体障害者更生相談所、<u>知的障害者更生相談所及び障害者体育センター</u>に関すること。</p> <p>ささえあい福祉局長寿社会課 略</p> <p>健康医療局健康政策課</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>感染症 (結核を含む。)</u> その他の疾病の予防に関すること (<u>新型コロナウイルス感染症対策本部事務局の所掌に属するものを除く。</u>)。</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>健康医療局医療政策課・健康医療局医療・保険課 略</p> <p>(子育て・人財局各課の所掌事務)</p> <p>第9条の2 子育て・人財局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p>
---	---

子育て王国課
 (1)～(4) 略

(5) 略
 (6) 略
 (7) 略
 (8) 略

家庭支援課
 (1)～(9) 略
(10) 青少年施策の推進に関すること。
(11) レクリエーション及び余暇活動の推進に係る総合調整に関すること。
 (12) 略

総合教育推進課 略

(商工労働部各課の所掌事務)
 第11条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。
 商工政策課・立地戦略課 略
 産業未来創造課
 (1)～(7) 略
 (8) 水産事務所にすること(水産振興局水産振興課と共管)。
 企業支援課～雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク 略

(農林水産部各課の所掌事務)
 第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。
 農林水産政策課～農業振興監農地・水保全課 略

子育て王国課
 (1)～(4) 略
(5) 青少年施策の推進に関すること。
(6) レクリエーション及び余暇活動の推進に係る総合調整に関すること。
 (7) 略
 (8) 略
 (9) 略
 (10) 略

家庭支援課
 (1)～(9) 略

(10) 略

総合教育推進課 略

(商工労働部各課の所掌事務)
 第11条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。
 商工政策課・立地戦略課 略
 産業未来創造課
 (1)～(7) 略
 (8) 水産事務所にすること(水産振興局水産課と共管)。
 企業支援課～雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク 略

(農林水産部各課の所掌事務)
 第12条 農林水産部各課及び試験場統括本部の所掌事務は、次のとおりとする。
 農林水産政策課～農業振興監農地・水保全課 略
畜産振興局畜産課
(1) 畜産物の需給調整に関すること。
(2) 畜産経営改善に関すること。
(3) 家畜及び家禽^{きん}の改良増殖に関すること。
(4) 家畜及び家禽^{きん}の生産振興に関すること。
(5) 草地の造成及び改良に関すること。
(6) 飼料に関すること。
(7) 家畜衛生防疫に関すること。
(8) 獣医師に関すること。
(9) 畜産に係る環境対策に関すること。
(10) 畜産試験場、中小家畜試験場及び家畜保健衛生所に関すること。
(11) その他畜産に関すること。

畜産振興局畜産振興課

- (1) 畜産物の需給調整に関すること。
- (2) 畜産経営改善に関すること。
- (3) 家畜及び家禽の改良増殖に関すること。
- (4) 家畜及び家禽の生産振興に関すること。
- (5) 草地の造成及び改良に関すること。
- (6) 飼料の生産及び流通に関すること。
- (7) 畜産に係る環境整備に関すること。
- (8) 畜産試験場及び中小家畜試験場に関すること。
- (9) その他他課の所掌に属しない畜産に関すること。

畜産振興局家畜防疫課

- (1) 家畜衛生防疫に関すること。
- (2) 獣医師に関すること。
- (3) 畜産に係る公害対策に関すること。
- (4) 飼料の安全性に関すること。
- (5) 家畜保健衛生所に関すること。

森林・林業振興局林政企画課～水産振興局漁業調整課 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県土総務課 略
技術企画課

- (1)～(9) 略
- (10) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関すること。
- (11) 略
道路企画課～空港港湾課 略

(課内室の所掌事務)

第15条 課内室の所掌事務は、課の長が定め、主管する部局の長（以下「主管部局長」という。）及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 略

(職制及び職務)

第16条 部局、部内局、課及び課内室（東京本部の拉致被害者対策調整室以外の課内室を除く。以下この条において同じ。）に、それぞれその長を置き、それぞれ当該部局、部内局、課及び課内室の事務をつかさどる。

森林・林業振興局林政企画課～水産振興局漁業調整課 略

(県土整備部各課の所掌事務)

第14条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県土総務課 略
技術企画課

- (1)～(9) 略
- (10) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の施行に関すること。
- (11) 略
道路企画課～空港港湾課 略

(課内室等の所掌事務)

第15条 課内室等の所掌事務は、課の長が定め、主管する部局の長（以下「主管部局長」という。）及び知事に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

2 略

(職制及び職務)

第16条 部局、部内局、課及び課内室等（東京本部の拉致被害者対策調整室以外の課内室等を除く。以下この条において同じ。）に、それぞれその長を置き、それぞれ当該部局、部内局、課及び課内室等の事務をつかさどる。

2～6 略

7 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職員を置くことができる。

(1)～(3) 略

(4) 課又は課内室の長 課長補佐

8 前項各号に定める職員を2名以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、それぞれ当該各号に掲げる者(課内室の長を除く。)が定める。

9～28 略

(内部組織)

第21条 鳥取県中部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室(室に相当するものを含む。以下同じ。)を置く。

県民福祉局	略	
	中山間地域振興チーム	
	倉吉児童相談所	
略		

2 鳥取県西部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

県民福祉局	略	
	中山間地域振興チーム	
	米子児童相談所	
略		

3 総合事務所の日野振興センターに、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

略

(県民福祉局各課の所掌事務)

第22条 中部総合事務所県民福祉局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民福祉局中部振興課～県民福祉局中山間地域

2～6 略

7 次の各号に掲げる者の職務を補佐し、その者に事故があるときにその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、それぞれ当該各号に定める職員を置くことができる。

(1)～(3) 略

(4) 課又は課内室等の長 課長補佐

8 前項各号に定める職員を2名以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、それぞれ当該各号に掲げる者(課内室等の長を除く。)が定める。

9～28 略

(内部組織)

第21条 鳥取県中部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室等を置く。

県民福祉局	略	
	中山間地域振興チーム	
略		

2 鳥取県西部総合事務所に、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室等を置く。

県民福祉局	略	
	中山間地域振興チーム	
略		

3 総合事務所の日野振興センターに、次の表の左欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる室等を置く。

略

(県民福祉局各課の所掌事務)

第22条 中部総合事務所県民福祉局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民福祉局中部振興課～県民福祉局中山間地域

振興チーム 略

県民福祉局倉吉児童相談所

児童福祉法第12条の規定による主として児童の福祉についての相談、調査、判定及び指導並びに児童の一時保護に関すること。

第22条の2 西部総合事務所県民福祉局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民福祉局西部振興課～県民福祉局西部観光商工課 略

県民福祉局総務室

(1) 西部総合事務所及び鳥取県西部県税事務所の予算経理及び庶務に関すること（米子保健所健康支援総務課、環境建築局環境・循環推進課、農林局農林業振興課、米子県土整備局建設総務課、日野振興センター日野振興局地域振興課、日野振興センター日野県土整備局建設総務課及び鳥取県西部県税事務所収税課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 略

県民福祉局中山間地域振興チーム 略

県民福祉局米子児童相談所

児童福祉法第12条の規定による主として児童の福祉についての相談、調査、判定及び指導並びに児童の一時保護に関すること。

(所掌事務)

第53条 略

第9款 障害者体育センター

(名称及び位置)

第53条の2 鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例（平成15年鳥取県条例第1号）第2条の規定により設置された障害者体育センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立障害者体育センター	鳥取市

(所掌事務)

第53条の3 障害者体育センターは、障害者の体育活動を推進するための事務を所掌する。

第10款 略

振興チーム 略

第22条の2 西部総合事務所県民福祉局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

県民福祉局西部振興課～県民福祉局西部観光商工課 略

県民福祉局総務室

(1) 西部総合事務所、鳥取県西部県税事務所及び鳥取県米子児童相談所の予算経理及び庶務に関すること（米子保健所健康支援総務課、環境建築局環境・循環推進課、農林局農林業振興課、米子県土整備局建設総務課、日野振興センター日野振興局地域振興課、日野振興センター日野県土整備局建設総務課及び鳥取県西部県税事務所収税課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 略

県民福祉局中山間地域振興チーム 略

(所掌事務)

第53条 略

第9款 略

第11款 略

第5款 削除

第67条及び第68条 削除

(所掌事務)

第88条 鳥取県中央児童相談所は、児童福祉法第12条の規定による主として児童の福祉についての相談、調査、判定及び指導並びに児童の一時保護に関する事務を所掌する。

2 鳥取県中央児童相談所は、必要に応じて他の児童相談所を援助するとともに、その連絡調整を図るものとする。

(内部組織)

第89条 次の表の左欄に掲げる児童相談所ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課を置く。

略	
鳥取県倉吉児童相談所	中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所相談課 中部総合事務所県民福祉局倉吉児童相談所判定保護課
鳥取県米子児童相談所	西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所相談課 西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所判定課 西部総合事務所県民

第10款 略

第5款 障害者体育センター

(名称及び位置)

第67条 鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例（平成15年鳥取県条例第1号）第2条の規定により設置された障害者体育センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
鳥取県立障害者体育センター	鳥取市

(所掌事務)

第68条 障害者体育センターは、障害者の体育活動等を推進するための事務を所掌する。

(所掌事務)

第88条 児童相談所は、児童福祉法第12条の規定による主として児童の福祉についての相談、調査、判定及び指導並びに児童の一時保護に関する事務を所掌する。

2 前項の規定にかかわらず、鳥取県中央児童相談所は、必要に応じて他の児童相談所を援助するとともに、その連絡調整を図るものとする。

(内部組織)

第89条 次の表の左欄に掲げる児童相談所ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる課を置く。

略	
鳥取県倉吉児童相談所	相談課 判定保護課
鳥取県米子児童相談所	相談課 判定課 一時保護課

福祉局米子児童相談
所一時保護課

(内部組織及び所掌事務)

第140条 次の表の左欄に掲げる県土整備事務所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課等を置き、課等の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

鳥取県鳥 取県土整 備事務所	略	
	河川砂防課	
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

建設総務課～計画調査課 略
道路都市課及び道路整備課

(1) 道路工事及び都市計画事業(下水道に関する事業を除く。)に係る工事(以下この項において「道路工事等」という。)の調査設計に関すること。

(2) 道路工事等の施工及び指導監督に関すること。

河川砂防課 略

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県個人情報保護 審査会	略
鳥取県情報公開審査 会	略
略	

(内部組織及び所掌事務)

第140条 次の表の左欄に掲げる県土整備事務所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課等を置き、課等の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

鳥取県鳥 取県土整 備事務所	略	
	河川砂防課	
	山陰道・岩美 道路推進室	
略		

2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。

建設総務課～計画調査課 略
道路都市課及び道路整備課

(1) 道路工事及び都市計画事業(下水道に関する事業を除く。)に係る工事(以下この項において「道路工事等」という。)の調査設計に関すること(山陰道・岩美道路推進室の所掌に属するものを除く。)

(2) 道路工事等の施工及び指導監督に関すること(山陰道・岩美道路推進室の所掌に属するものを除く。)

河川砂防課 略

山陰道・岩美道路推進室

(1) 山陰道の建設に関連する県事業に関すること。

(2) 岩美道路に係る工事の計画調整及び調査設計に関すること。

(3) 岩美道路に係る工事の施工及び指導監督に関すること。

(4) 山陰道の建設に係る調整に関すること。

(附属機関の庶務担当機関)

第159条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
略	
鳥取県個人情報保護 審議会	略
鳥取県情報公開審議 会	略
略	

鳥取県社会福祉審議会	ささえあい福祉局福祉保健課	鳥取県社会福祉審議会	ささえあい福祉局福祉保健課
孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会			
略		略	
鳥取県肝炎対策協議会	健康医療局健康政策課	鳥取県肝炎対策協議会	健康医療局健康政策課
		鳥取県感染症対策協議会	健康医療局健康政策課 (新型コロナウイルス感染症対策推進課が担当する事務を除く。) 新型コロナウイルス感染症対策推進課(新型コロナウイルス感染症に関することに限る。)
略		略	
略	健康医療局医療・保険課	略	健康医療局医療・保険課
鳥取県薬物乱用対策推進本部		鳥取県薬物乱用対策推進本部	
鳥取県感染症対策協議会	感染症対策局感染症対策課		
略		略	
子育て王国とっとり会議	子育て王国課	子育て王国とっとり会議	子育て王国課
鳥取県青少年問題協議会	家庭支援課	鳥取県青少年問題協議会	家庭支援課
鳥取県小児慢性特定疾病審査会		鳥取県小児慢性特定疾病審査会	家庭支援課
略		略	
<u>鳥取県豊かな森づくり協働税関連事業評価委員会</u>	森林・林業振興局森林づくり推進課	<u>鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会</u>	森林・林業振興局森林づくり推進課
略		略	
略		略	
2 略		2 略	

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条技術企画課の項第10号の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。

(鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部改正)

- 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則(昭和62年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
<p>(措置費等の徴収)</p> <p>第3条 知事、総合事務所長又は福祉相談センター所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が県支弁月額を超えるときは、当該県支弁月額）を徴収するものとする。ただし、県支弁月額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。</p> <table border="1" data-bbox="240 645 810 685"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2・3 略</p> <p>(市町村民税額等の申告)</p> <p>第4条 被措置者等及び扶養義務者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等（前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施を除く。）がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度6月20日までに、基準年度の分の市町村民税の額等を市町村民税額等申告書（様式第1号）により知事、総合事務所長又は福祉相談センター所長に申告しなければならない。</p> <p>2 知事、総合事務所長又は福祉相談センター所長は、前項の規定による申告が適正に行われなときは、市町村民税額等申告書の内容について必要な調査を行うものとする。</p> <p>(徴収予定額等の通知)</p> <p>第5条 知事、総合事務所長又は福祉相談センター所長は、毎年度、前条第1項の規定による申告又は同条第2項の規定による調査の結果に基づき、施設入所措置等に要する費用を徴収される者（以下「被徴収者」という。）及び当該費用についてその者から徴収することとなる額をあらかじめ定め、その額を当該被徴収者に通知するものとする。</p> <p>(徴収予定額の変更等)</p> <p>第6条 知事、総合事務所長又は福祉相談センター所長は、施設入所措置等の内容を変更したため、前条の規定により定めた額（この項又は次項の規定により既にこれを変更している場合にあっては、当該変更後の額とする。以下「徴収予定額」という。）を変更すべきこととなるときは、速やかにこれを変更す</p>	略	<p>(措置費等の徴収)</p> <p>第3条 知事、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が県支弁月額を超えるときは、当該県支弁月額）を徴収するものとする。ただし、県支弁月額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。</p> <table border="1" data-bbox="847 645 1417 685"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2・3 略</p> <p>(市町村民税額等の申告)</p> <p>第4条 被措置者等及び扶養義務者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等（前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施を除く。）がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度6月20日までに、基準年度の分の市町村民税の額等を市町村民税額等申告書（様式第1号）により知事、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長に申告しなければならない。</p> <p>2 知事、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、前項の規定による申告が適正に行われなときは、市町村民税額等申告書の内容について必要な調査を行うものとする。</p> <p>(徴収予定額等の通知)</p> <p>第5条 知事、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、毎年度、前条第1項の規定による申告又は同条第2項の規定による調査の結果に基づき、施設入所措置等に要する費用を徴収される者（以下「被徴収者」という。）及び当該費用についてその者から徴収することとなる額をあらかじめ定め、その額を当該被徴収者に通知するものとする。</p> <p>(徴収予定額の変更等)</p> <p>第6条 知事、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、施設入所措置等の内容を変更したため、前条の規定により定めた額（この項又は次項の規定により既にこれを変更している場合にあっては、当該変更後の額とする。以下「徴収予定額」という。）を変更すべきこととなるときは、速や</p>	略
略			
略			

<p>るものとする。</p> <p>2 知事、総合事務所長又は福祉相談センター所長は、徴収予定額がその被徴収者の負担能力に対し過重であると認めるときは、当該被徴収者の申請又は職権により、徴収予定額を減額し、又は施設入所措置等に要する費用の全部を徴収しないこととすること(以下「減額等」という。)ができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 知事、総合事務所長又は福祉相談センター所長は、第1項の規定により徴収予定額を変更し、又は第2項の規定によりその減額等を行うと決定したときは、当該決定に係る変更又は減額等の内容を、同項の申請に対し減額等を行わないと決定したときは、その理由を当該決定に係る被徴収者(同項の規定により費用の全部を徴収しないこととされた者を含む。)に通知するものとする。</p> <p>(納入の通知)</p> <p>第7条 知事、総合事務所長又は福祉相談センター所長は、その月分の措置費等について県支弁月額を確認の上、翌月の5日までに、その被徴収者及びその月分の措置費等についてその者から徴収すべき額を決定し、当該翌月の20日までにその額を県に納入すべき旨を当該被徴収者に通知するものとする。</p>	<p>かにこれを変更するものとする。</p> <p>2 知事、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、徴収予定額がその被徴収者の負担能力に対し過重であると認めるときは、当該被徴収者の申請又は職権により、徴収予定額を減額し、又は施設入所措置等に要する費用の全部を徴収しないこととすること(以下「減額等」という。)ができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 知事、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、第1項の規定により徴収予定額を変更し、又は第2項の規定によりその減額等を行うと決定したときは、当該決定に係る変更又は減額等の内容を、同項の申請に対し減額等を行わないと決定したときは、その理由を当該決定に係る被徴収者(同項の規定により費用の全部を徴収しないこととされた者を含む。)に通知するものとする。</p> <p>(納入の通知)</p> <p>第7条 知事、総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、その月分の措置費等について県支弁月額を確認の上、翌月の5日までに、その被徴収者及びその月分の措置費等についてその者から徴収すべき額を決定し、当該翌月の20日までにその額を県に納入すべき旨を当該被徴収者に通知するものとする。</p>
---	--

(鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正)

- 3 鳥取県児童福祉法施行細則(平成3年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第9条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>福祉相談センター所長又は児童相談所長</u>は、第1項の申込書の提出があった場合において、児童自立生活援助(法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助をいう。以下同じ。)の実施を決定したときは、児童自立生活援助実施決定通知書(様式第10号の4)により当該申込みを行った者に対し通知するとともに、児童自立生活援助実施委託通知書(様式第10号の5)により当該児童自立生活援助の実施を受託した者に対し通知するものとする。</p> <p>4 <u>福祉相談センター所長又は児童相談所長</u>は、第1項の申込書の提出があった場合において、児童自立生活援助の実施をしないことを決定したときは、当</p>	<p>第9条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 児童相談所長は、第1項の申込書の提出があった場合において、児童自立生活援助(法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助をいう。以下同じ。)の実施を決定したときは、児童自立生活援助実施決定通知書(様式第10号の4)により当該申込みを行った者に対し通知するとともに、児童自立生活援助実施委託通知書(様式第10号の5)により当該児童自立生活援助の実施を受託した者に対し通知するものとする。</p> <p>4 児童相談所長は、第1項の申込書の提出があった場合において、児童自立生活援助の実施をしないことを決定したときは、当該申込みを行った者に対し、</p>

該申込みを行った者に対し、理由を付して通知するものとする。

5 福祉相談センター所長又は児童相談所長は、児童自立生活援助の実施の解除又は変更を決定したときは、児童自立生活援助実施（解除・変更）通知書（様式第10号の6）により第1項の申込みを行った者に通知するとともに、児童自立生活援助実施委託（解除・変更）通知書（様式第10号の7）により当該解除又は変更に係る児童自立生活援助の実施を受託した者に通知するものとする。

(措置決定の通知等)

第10条 福祉相談センター所長若しくは児童相談所長が法第27条第1項第3号若しくは第2項の規定による措置を採ったとき又は総合事務所長若しくは福祉相談センター所長が法第27条の2第1項の規定による措置を採ったときは、措置決定通知書（様式第11号）によりその保護者及び当該施設の長又は里親に通知するものとする。

2 福祉相談センター所長又は児童相談所長は、法第27条第5項の規定による措置の解除等を決定したときは、措置解除（停止・変更）決定通知書（様式第12号）によりその保護者及び当該施設の長又は里親に通知するものとする。

(障害児入所給付費等の給付等の決定)

第15条の3 総合事務所長又は福祉相談センター所長は、前条第1項の申請書の提出があった場合において、申請を認める決定をしたときは、障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費給付決定通知書兼障害児入所支援負担上限月額等決定通知書（様式第25号の4）により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 総合事務所長又は福祉相談センター所長は、前条第1項の申請書の提出があった場合において、申請を認めない決定をしたときは、当該申請を行った者に理由を付してその旨を通知するものとする。

(障害児入所受給者証等)

第15条の4 略

2 総合事務所長又は福祉相談センター所長は、法第24条の20第1項の規定により障害児入所医療費の支給を受ける入所給付決定保護者に対し、障害児入所受給者証と併せて障害児入所医療受給者証（様式第25号の6）を交付するものとする。

理由を付して通知するものとする。

5 児童相談所長は、児童自立生活援助の実施の解除又は変更を決定したときは、児童自立生活援助実施（解除・変更）通知書（様式第10号の6）により第1項の申込みを行った者に通知するとともに、児童自立生活援助実施委託（解除・変更）通知書（様式第10号の7）により当該解除又は変更に係る児童自立生活援助の実施を受託した者に通知するものとする。

(措置決定の通知等)

第10条 児童相談所長は、法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の規定による措置を採ったときは、措置決定通知書（様式第11号）によりその保護者及び当該施設の長又は里親に通知するものとする。

2 児童相談所長は、法第27条第5項の規定による措置の解除等を決定したときは、措置解除（停止・変更）決定通知書（様式第12号）によりその保護者及び当該施設の長又は里親に通知するものとする。

(障害児入所給付費等の給付等の決定)

第15条の3 児童相談所長は、前条第1項の申請書の提出があった場合において、申請を認める決定をしたときは、障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費給付決定通知書兼障害児入所支援負担上限月額等決定通知書（様式第25号の4）により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 児童相談所長は、前条第1項の申請書の提出があった場合において、申請を認めない決定をしたときは、当該申請を行った者に理由を付してその旨を通知するものとする。

(障害児入所受給者証等)

第15条の4 略

2 児童相談所長は、法第24条の20第1項の規定により障害児入所医療費の支給を受ける入所給付決定保護者に対し、障害児入所受給者証と併せて障害児入所医療受給者証（様式第25号の6）を交付するものとする。

<p>(障害児入所受給者証等の再交付)</p> <p>第15条の5 障害児入所受給者証又は障害児入所医療受給者証の再交付を受けようとする者は、受給者証再交付申請書(様式第25号の7)により<u>総合事務所長又は福祉相談センター所長</u>に申請しなければならない。</p> <p>(障害児入所支援負担上限月額等の変更の通知)</p> <p>第15条の7 <u>総合事務所長又は福祉相談センター所長</u>は、前条第2項の届出書の提出があった場合において、障害児入所支援負担上限月額等を変更したときは、障害児入所支援負担上限月額等変更決定通知書(様式第25号の10)により当該届出を行った者に通知するものとする。</p> <p>2 <u>総合事務所長又は福祉相談センター所長</u>は、前条第2項の届出書の提出があった場合において、障害児入所支援負担上限月額等を変更しないときは、当該届出を行った者に理由を付してその旨を通知するものとする。</p> <p>(障害児入所給付費の給付決定の取消し)</p> <p>第15条の8 <u>総合事務所長又は福祉相談センター所長</u>は、法第24条の4第1項の規定により入所給付決定を取り消したときは、入所給付決定取消通知書(様式第25号の11)により入所給付決定保護者に通知するものとする。</p> <p>(高額障害児入所給付費の支給等の決定)</p> <p>第15条の10 <u>総合事務所長又は福祉相談センター所長</u>は、前条の申請書の提出があった場合において、当該申請に対する決定をしたときは、高額障害児入所給付費支給(不支給)決定通知書(様式第25号の13)により入所給付決定保護者に通知するものとする。</p>	<p>(障害児入所受給者証等の再交付)</p> <p>第15条の5 障害児入所受給者証又は障害児入所医療受給者証の再交付を受けようとする者は、受給者証再交付申請書(様式第25号の7)により<u>児童相談所長</u>に申請しなければならない。</p> <p>(障害児入所支援負担上限月額等の変更の通知)</p> <p>第15条の7 <u>児童相談所長</u>は、前条第2項の届出書の提出があった場合において、障害児入所支援負担上限月額等を変更したときは、障害児入所支援負担上限月額等変更決定通知書(様式第25号の10)により当該届出を行った者に通知するものとする。</p> <p>2 <u>児童相談所長</u>は、前条第2項の届出書の提出があった場合において、障害児入所支援負担上限月額等を変更しないときは、当該届出を行った者に理由を付してその旨を通知するものとする。</p> <p>(障害児入所給付費の給付決定の取消し)</p> <p>第15条の8 <u>児童相談所長</u>は、法第24条の4第1項の規定により入所給付決定を取り消したときは、入所給付決定取消通知書(様式第25号の11)により入所給付決定保護者に通知するものとする。</p> <p>(高額障害児入所給付費の支給等の決定)</p> <p>第15条の10 <u>児童相談所長</u>は、前条の申請書の提出があった場合において、当該申請に対する決定をしたときは、高額障害児入所給付費支給(不支給)決定通知書(様式第25号の13)により入所給付決定保護者に通知するものとする。</p>
--	--

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第9号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和51年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)</p> <p>第3条の5 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。)により職員となった後に退職した者に係る特定任命前の基礎在職期間における退職手当の調整額は、当該特定任命前の基礎在職期間について国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)の規定の例により算定される額とする。</u></p> <p>(調整月額に順位を付す方法等)</p> <p>第3条の7 前条後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合(第3条の5第1項の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合及び同条第2項に規定する特定任命により職員となった後に退職した場合を含む。)には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(自己啓発等休業の期間)</p> <p>第3条の9 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号)第12条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第4項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(条例第9条第5項若しくは第6項又は第12条第1項若しくは第4項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含</p>	<p>(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)</p> <p>第3条の5 略</p> <p>第3条の7 前条(第3条の5の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(自己啓発等休業の期間)</p> <p>第3条の9 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号)第12条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第4項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(条例第9条第5項若しくは第6項又は第12条第1項若しくは第4項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含</p>

むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 略

イ 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した場合(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

ウ・エ 略

2 略

(受給資格者証の交付手続)

第8条 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「受給資格者」という。)は、退職後速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。)に出頭し、第6条の規定により交付を受けた退職票を提出して求職の申込みをし、当該退職票に求職した旨の証明を受け、これを任命権者に提出しなければならない。この場合において、その者が第10条第5項又は第13条の4第3項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けているときは、併せてこれを提出しなければならない。

2～4 略

(受給期間延長の申出)

第10条 条例第15条第1項の規定による申出は、様式第8号による受給期間延長等申請書に医師の証明書その他の第9条各号に掲げる理由に該当する事実を証明することができる書類及び受給資格者証(受給資格者証の交付を受けていない場合は、退職票。以下この条において同じ。)を添えて知事に提出することによって行わなければならない。ただし、受給資格者証を添えて提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 前項の申出は、当該申出に係る者が条例第15条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があ

むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 略

イ 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した場合

ウ・エ 略

2 略

(受給資格者証の交付手続)

第8条 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者(以下「受給資格者」という。)は、退職後速やかにその住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」という。)に出頭し、第6条の規定により交付を受けた退職票を提出して求職の申込みをし、当該退職票に求職した旨の証明を受け、これを任命権者に提出しなければならない。この場合において、その者が第10条第4項に規定する受給期間延長通知書の交付を受けているときは、併せてこれを提出しなければならない。

2～4 略

(受給期間延長の申出)

第10条 条例第15条第1項の規定による申出は、様式第8号による受給期間延長申請書に受給資格者証又は退職票を添えて知事に提出することによって行わなければならない。ただし、受給資格者証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 前項に規定する申出は、条例第15条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、

<p>るときは、この限りでない。</p> <p>3 前項ただし書の場合における第1項の申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内になければならない。</p> <p>4 第2項ただし書の場合における第1項の申出は、<u>受給期間延長等申請書に天災その他の申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。</u></p> <p>5 知事は、第1項の申出をした者が条例第15条第1項に規定する理由に該当するものと認めるときは、その者に様式第9号による<u>受給期間延長等通知書を交付しなければならない。</u>この場合において、<u>第1項ただし書の規定により受給資格者証を添えないで同項の申出を受けたときを除き、知事は、受給資格者証に必要な事項を記載した上、</u>これらをその者に返付しなければならない。</p> <p>6 前項の規定により<u>受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。</u>この場合において、知事は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、これをその者に返付しなければならない。</p> <p>(1) <u>その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書</u></p> <p>(2) 条例第15条第1項に規定する理由がやんだ場合 <u>交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格者証</u></p> <p>7 <u>第1項の申出は、代理人に行わせることができる。</u>この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>8 第1項ただし書の規定は<u>第6項の規定による書類の提出について、前項の規定は第2項ただし書の場合における第1項の申出及び第6項の規定による届出及び書類の提出について準用する。</u></p> <p>(基本手当に相当する退職手当の支給手続) 第13条 略</p> <p>(<u>条例第15条第4項の規則で定める事業</u>) 第13条の2 <u>条例第15条第4項の規則で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) <u>その事業を開始した日又はその事業に専念し</u></p>	<p>この限りでない。</p> <p>3 前項ただし書の場合における第1項に規定する申出は、当該理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内になければならない。</p> <p>4 知事は、第1項に規定する申出をした者が条例第15条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に様式第9号による<u>受給期間延長通知書を交付するとともに受給資格者証又は退職票に必要な事項を記載し、</u>これらをその者に返付しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により<u>受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、速やかにその旨を知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。</u>この場合において、知事は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、これをその者に返付しなければならない。</p> <p>(1) <u>受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があった場合 受給期間延長通知書</u></p> <p>(2) 条例第15条第1項に規定する理由がやんだ場合 <u>受給期間延長通知書及び受給資格者証又は退職票</u></p> <p>6 第1項ただし書の規定は、<u>前項の場合について準用する。</u></p> <p>(基本手当に相当する退職手当の支給手続) 第13条 略</p>
---	--

始めた日から起算して、30日を経過する日が、雇用保険法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間の末日後であるもの

(2) その事業について当該事業を実施する受給資格者が雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第82条の5第1項に規定する就業手当(以下「就業手当」という。)又は同令第82条の7第1項に規定する再就職手当(以下「再就職手当」という。)の支給を受けたもの

(3) その事業により当該事業を実施する受給資格者が自立することができないものとして知事があらかじめ定めるもの

(条例第15条第4項の規則で定める職員)

第13条の3 条例第15条第4項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 退職の日以前に同条第4項に規定する事業を開始し、当該退職の日後に当該事業に専念する職員

(2) その他事業を開始した職員に準ずるものとして知事があらかじめ定める職員

(支給期間の特例の申出)

第13条の4 条例第15条第4項の規定による申出は、様式第8号による受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他退職の日後に同項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当する事実を証明することができる書類及び受給資格証(受給資格証の交付を受けていない場合は、退職票。以下この条において同じ。)を添えて知事に提出することによって行うものとする。

2 前項の申出(以下この条において「特例申出」という。)は、当該特例申出に係る者が条例第15条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 知事は、特例申出をした者が退職の日後に第15条第4項に規定する事業を開始した職員又は前条に規定する職員に該当すると認めるときは、その者に様式第9号による受給期間延長等通知書を交付しなければならない。この場合において、第5項において準用する第10条第1項ただし書の規定により受給資

格証を添えないで特例申出を受けたときを除き、知事は、受給資格証に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、知事は、提出を受けた書類に必要な事項を記載した上、返付しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 条例第15条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格者証

5 第10条第1項ただし書の規定は第1項及び前項の規定による書類の提出について、第10条第3項及び第4項の規定は第2項ただし書の場合における特例申出について、第10条第7項の規定は特例申出(第2項ただし書の場合におけるものを含む。)及び前項の規定による届出及び書類の提出について準用する。

(条例第15条第4項の支給期間の特例)

第13条の5 条例第15条第4項の支給期間についての特例は、同項に規定する事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から同条第1項により算定される支給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)を同条第1項の規定による支給期間に算入しないものとする。

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

第23条 受給資格者又は条例第15条第15項に規定する者は、次の各号に掲げる退職手当の支給を受けようとするときは、当該各号に定める申請書にそれぞれ受給資格者証、高年齢受給資格者証又は特例受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格者証、高年齢受給資格者証又は特例受給資格者証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

(1) 条例第15条第11項第4号の規定による退職手当のうち就業手当に相当する退職手当 様式第18号の2による就業手当相当退職手当支給申請書

(就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続)

第23条 受給資格者又は条例第15条第15項に規定する者は、次の各号に掲げる退職手当の支給を受けようとするときは、当該各号に定める申請書にそれぞれ受給資格者証、高年齢受給資格者証又は特例受給資格者証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格者証、高年齢受給資格者証又は特例受給資格者証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

(1) 条例第15条第11項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第82条の5第1項に規定する就業手当に相当する退職手当 様式第18号の2による就業

<p>(2) 条例第15条第11項第4号の規定による退職手当のうち再就職手当に相当する退職手当 様式第18号の3による再就職手当相当退職手当支給申請書</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2 略</p>	<p>手当相当退職手当支給申請書</p> <p>(2) 条例第15条第11項第4号の規定による退職手当のうち<u>雇用保険法施行規則第82条の7第1項に規定する再就職手当</u>に相当する退職手当 様式第18号の3による再就職手当相当退職手当支給申請書</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

第2条 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

様式第8号及び様式第9号を次のように改める。

様式第8号（第10条、第13条の4関係）

受給期間延長等申請書				
① 申請者	氏 名		受給資格者証番号	
	住所又は居所			
② 退職年月日	年 月 日			
③ この申請書を提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業の開始等をしたため	<div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">(</div> <div style="text-align: center; padding: 10px;"> 具体的理由 </div> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">)</div>		
④ ③のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者	
⑤ 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで			
職員の退職手当の支給に関する規則第10条第1項又は第13条の4第1項の規定により上記のとおり申請します。 年 月 日 鳥取県知事 様 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">申請者氏名</div>				
※ 処 理 欄	延長期間 年 月 日から 年 月 日まで			

備考

- 1 この申請書は、受給資格者証（受給資格証の交付を受けていない場合は、退職票）を添えて知事に提出すること。
- 2 ⑤欄の期間が3年を超える場合は、受給期間の延長等は、最大3年間認められる。
- 3 ※印欄には、記載しないこと。

様式第9号（第10条、第13条の4関係）

受給期間延長等通知書			
申請者氏名		受給資格者証番号	
申請受理年月日	年 月 日		
受給期間延長等の理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ 事業の開始等をしたため 具体的理由 （ ）		
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長等後の受給期間満了年月日	年 月 日		
職員の退職手当の支給に関する規則第10条第5項又は第13条の4第3項の規定により上記のとおり受給期間を延長し、又はその他の支給期間の特例を適用する。 年 月 日 鳥取県知事			

備考

- この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
- 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があったとき（例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があったとき）には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格者証（受給資格者証の交付を受けていない場合は、退職票）に添えてこの通知書を提出すること。

様式第12号を次のように改める。

様式第12号（第14条関係）

公 共 職 業 訓 練 等 受 講 届									
① 受 給 資 格 者 に 関 する 事 項	氏 名					受給資格者証 番号			
	住所又は 居 所								
② 公 共 職 業 訓 練 等 に 関 する 事 項	(1)種類	1 公 共 職 業 訓 練	2 雇 用 保 険 法 第 63 条 第 1 項 第 3 号 の 講 習 及 び 訓 練	3 障 害 者 の 雇 用 の 促 進 等 に 関 する 法 律 第 13 条 の 適 応 訓 練	4 高 年 齢 者 等 の 雇 用 の 安 定 等 に 関 する 法 律 第 25 条 第 1 項 の 計 画 に 準 拠 し た 同 項 第 3 号 に 掲 げる 訓 練	5 雇 用 保 険 法 第 6 条 第 5 号 に 規 定 する 船 員 の 職 業 能 力 の 開 発 及 び 向 上 に 資 する 訓 練 又 は 講 習 と し て 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る も の	6 職 業 訓 練 の 実 施 等 に よ る 特 定 求 職 者 の 就 職 の 支 援 に 関 する 法 律 第 4 条 第 2 項 に 規 定 する 認 定 職 業 訓 練		
		(2)職種				(3)期間			(4)昼夜間の 別
	(5)受講開始年月日		年 月 日		(6)終了予定年月日		年 月 日		
	この欄の記載事実に誤りのないことを証明する。								
	年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職 氏名)								
③ 寄 宿 に 関 する 事 項	(1)寄宿の事実		有・無	(2)寄宿 開始年 月日		年 月 日			
	(3)寄宿前の住所又は居 所								
	(4)家族 の状況	氏名	受 給 資 格 者 と の 続 柄	年 齢	職 業	同 居 ・ 別 居 の 別	別居している 者の住所又は 居所		
				歳	有・無	同居・別居			
				歳	有・無	同居・別居			
			歳	有・無	同居・別居				
④公共職業訓練等の 受講を指示した公 共職業安定所名									
職員の退職手当の支給に関する規則第14条第1項の規定により上記のとおり届け出ます。 年 月 日 受給資格者氏名									

任命権者 様

備考

- 1 この届出には、受給資格者証を添えること。
- 2 この届出に記載された事項に変更があったときは、速やかに受講届等記載事項変更届により任命権者に届け出ること。
- 3 記載上の注意
 - ア ③欄の(4)の事項については、市町村長の証明書を添えることを命じられることがあること。
 - イ ※印欄には、記載しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和5年鳥取県条例第8号）の施行の日から施行する。ただし、第3条の5及び第3条の9第1項第3号の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に職員の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第51号）第15条第4項に規定する事業を開始し、又は当該事業に専念し始めた職員（以下「事業を開始した職員等」という。）については、改正後の職員の退職手当の支給に関する規則第13条の4第2項の規定にかかわらず、同条第1項の申出は施行日の翌日から起算して2月以内にならなければならないものとする。
- 3 事業を開始した職員等が施行日前にその事業を廃業し、かつ、失業していた場合における職員の退職手当の支給に関する規則第8条第1項に規定する求職した旨の証明並びに第13条第1項及び第3項に規定する失業の証明に係る手続は、知事が別に定める。

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第10号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後										改 正 前												
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(12) 略 (13) 課内室長 組織規則第6条の表の第4欄に掲げる課内室（東京本部、関西本部、衛生環境研究所及び農業大学校に置かれるものを除く。）の長をいう。 (14)～(23) 略										(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(12) 略 (13) 課内室長 組織規則第6条の表の第4欄に掲げる課内室等（東京本部、関西本部、衛生環境研究所及び農業大学校に置かれるものを除く。）の長をいう。 (14)～(23) 略												
別表（第3条、第4条、第6条、第11条関係） 一般の事務に係る事務処理権限										別表（第3条、第4条、第6条、第11条関係） 一般の事務に係る事務処理権限												
種類	事項 内容	事務処理権限の区分								種類	事項 内容	事務処理権限の区分										
		知事	専決権者		委任決裁権者				知事			専決権者		委任決裁権者								
		部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長	地方機関の長			部長	課長	会計担当職員	地方機関の長	副知事	部長	局長	課長	地方機関の長	
一 公 文書 に 関 する 事 務	略 6 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの										一 公 文書 に 関 する 事 務	略 6 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの (一) 同条例第5条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消 (1) 地方機関が要求した予										

		<p>(一) <u>同法第75条</u> 第1項の規定による個人情報ファイル簿並びに同条例第8条の規定による<u>個人情報ファイル簿</u>の作成及び公表</p> <p>(1) 地方機関が管理している<u>個人情報ファイル</u>に係るもの</p> <p>(2) 略</p> <p>(二) <u>同法第82条</u>の規定による<u>保有個人情報</u>の開示請求に対する決定、<u>同法第83条第2項</u>の規定による期間の延長の決定及び<u>同法第84条</u>の規定による期限の特例の適用の決定</p> <p>(1) 本庁が管理している<u>保有個人情報</u>に係るもの イ・ロ 略</p> <p>(2) 地方機関が管理している<u>保有個人情報</u>に係るもの イ 複数の地方機関が管理している</p>										<p><u>算に係る事業</u> で取り扱う<u>個人情報</u>に係るもの</p> <p>(2) (1)以外 のもの</p> <p>(二) <u>同条例第6条</u>第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表</p> <p>(1) 地方機関が要求した<u>予算に係る事業</u>で取り扱う<u>個人情報ファイル</u>に係るもの</p> <p>(2) 略</p> <p>(三) <u>同条例第14条</u>の規定による<u>個人情報の開示</u>請求に対する決定及び期間の延長の決定</p> <p>(1) 本庁が管理している<u>個人情報</u>に係るもの イ・ロ 略</p> <p>(2) 地方機関が管理している<u>個人情報</u>に係るもの イ 複数の地方機関が保有している</p>							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

		<p>報に係るもの (イ)・(ロ) 略 ロ 地方機関が管理している保有個人情報に係るもの</p> <p>(六) 同法第101条の規定による保有個人情報の利用停止請求に対する決定、同法第102条第2項の規定による期間の延長の決定及び同法第103条の規定による期限の特例の適用の決定</p> <p>(1) 略 (2) (1)以外のもの</p> <p>イ 本庁が管理している保有個人情報に係るもの (イ)・(ロ) 略 ロ 地方機関が管理している保有個人情報に係るもの</p>														<p>係るもの (イ)・(ロ) 略 ロ 地方機関が管理している個人情報に係るもの</p> <p>(七) 同条例第24条の6第1項及び第2項の規定による個人情報の利用停止請求に対する決定及び期間の延長</p> <p>(1) 略 (2) (1)以外のもの</p> <p>イ 本庁が管理している個人情報に係るもの (イ)・(ロ) 略 ロ 地方機関が管理している個人情報に係るもの</p> <p>(八) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理</p>										
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>(七) 同法第114条の規定による提案の審査等</p> <p>(1) 地方機関が管理している個人情報ファイルに係るもの</p> <p>(2) 略</p> <p>略</p>	<p>(1) 特に重要なもの</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>イ 本庁が管理している個人情報に係るもの</p> <p>(イ) 重要なもの</p> <p>(ロ) 整理易なもの</p> <p>ロ 地方機関が管理している個人情報に係るもの</p> <p>(九) 同条例第36条又は第42条の規定による提案の審査等</p> <p>(1) 地方機関が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るもの</p> <p>(2) 略</p> <p>略</p>
--	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第11号

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年鳥取県規則第89号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(財務諸表等) 第10条 略 2 法第34条第1項の規則で定める書類は、会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書、 <u>行政コスト計算書及び純資産変動計算書</u> とする。 3・4 略	(財務諸表等) 第10条 略 2 法第34条第1項の規則で定める書類は、会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書 <u>及び行政サービス実施コスト計算書</u> とする。 3・4 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第12号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則（昭和39年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（事務の範囲）</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>（10） 部若しくは機関又は企業局若しくは病院局におけるパーソナルコンピュータの賃借料及びパーソナルコンピュータのソフトウェアの利用料その他情報通信の技術の利用に要する経費の支払に関する事務</p> <p>（11） 略</p>	<p>（事務の範囲）</p> <p>第2条 条例別表の1の項の第2欄の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>（10） 部若しくは機関又は企業局若しくは病院局におけるパーソナルコンピュータの賃借料に要する経費の支払に関する事務</p> <p>（11） 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行し、改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の規定は、令和5年度の歳入歳出から適用する。

鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第13号

鳥取県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県情報公開条例施行規則（平成12年鳥取県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>(開示の実施等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第8条第2項の規定による文書、図画、写真又はスライドの写しの交付は、次の表の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法(実施機関が保有する機器又は処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により実施することができる方法に限る。)により行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">写しの交付の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 文書又は図画</td> <td> 1 略 2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R又はDVD-R)に複写したものの交付 3 略 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 条例第8条第2項の規則で定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法(実施機関が保有する機器又は処理装置及びプログラムにより実施することができる方法に限る。)とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">電磁的記録の種別</th> <th style="text-align: center;">開示の実施の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 光ディスクに記録され、又は記録され得るもの</td> <td> 1 略 2 光ディスク(CD-R又はDVD-R)に複写したものの交付 </td> </tr> </tbody> </table>	種別	写しの交付の方法	1 文書又は図画	1 略 2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R又はDVD-R)に複写したものの交付 3 略	略		電磁的記録の種別	開示の実施の方法	1 光ディスクに記録され、又は記録され得るもの	1 略 2 光ディスク(CD-R又はDVD-R)に複写したものの交付	<p>(開示の実施等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例第8条第2項の規定による文書、図画、写真又はスライドの写しの交付は、次の表の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法(実施機関が保有する機器又は処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)により実施することができる方法に限る。)により行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">写しの交付の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 文書又は図画</td> <td> 1 略 2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を<u>フレキシブルディスク</u>、光ディスク(CD-R又はDVD-R) <u>又は光磁気ディスク(MO)</u>に複写したものの交付 3 略 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 条例第8条第2項の規則で定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法(実施機関が保有する機器又は処理装置及びプログラムにより実施することができる方法に限る。)とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">電磁的記録の種別</th> <th style="text-align: center;">開示の実施の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 光ディスクに記録され、又は記録され得るもの</td> <td> 1 略 2 <u>フレキシブルディスク</u>、光ディスク(CD-R又はDVD-R) <u>又は光磁気ディスク(MO)</u>に複写した </td> </tr> </tbody> </table>	種別	写しの交付の方法	1 文書又は図画	1 略 2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を <u>フレキシブルディスク</u> 、光ディスク(CD-R又はDVD-R) <u>又は光磁気ディスク(MO)</u> に複写したものの交付 3 略	略		電磁的記録の種別	開示の実施の方法	1 光ディスクに記録され、又は記録され得るもの	1 略 2 <u>フレキシブルディスク</u> 、光ディスク(CD-R又はDVD-R) <u>又は光磁気ディスク(MO)</u> に複写した
種別	写しの交付の方法																				
1 文書又は図画	1 略 2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(CD-R又はDVD-R)に複写したものの交付 3 略																				
略																					
電磁的記録の種別	開示の実施の方法																				
1 光ディスクに記録され、又は記録され得るもの	1 略 2 光ディスク(CD-R又はDVD-R)に複写したものの交付																				
種別	写しの交付の方法																				
1 文書又は図画	1 略 2 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を <u>フレキシブルディスク</u> 、光ディスク(CD-R又はDVD-R) <u>又は光磁気ディスク(MO)</u> に複写したものの交付 3 略																				
略																					
電磁的記録の種別	開示の実施の方法																				
1 光ディスクに記録され、又は記録され得るもの	1 略 2 <u>フレキシブルディスク</u> 、光ディスク(CD-R又はDVD-R) <u>又は光磁気ディスク(MO)</u> に複写した																				

	3 略
2 録音テープ又はビデオテープに記録されたもの	視聴又は録音テープ若しくは光ディスク(CD-R又はDVD-R)に複写したものの交付
略	

5 略

別表 (第8条関係)

区分		金額
公文書の写しその他の物品の作成に要する費用	略	
	スライドを複写したもの	1枚につき260円
	略	
	光ディスク (DVD-R) に複写したもの	1枚につき50円
略		
略		

備考 略

	ものの交付 3 略
2 録音テープ又はビデオテープに記録されたもの	視聴又は録音テープ若しくはビデオテープに複写したものの交付
略	

5 略

別表 (第8条関係)

区分		金額
公文書の写しその他の物品の作成に要する費用	略	
	スライドを複写したもの	1枚につき260円
	フレキシブルディスクに複写したもの	1枚につき20円
	略	
	光ディスク (DVD-R) に複写したもの	1枚につき50円
	光磁気ディスク (MO) に複写したもの	1枚につき200円
	ビデオテープに複写したもの	1巻につき80円
略		
略		

備考 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。